

# 福山市公正入札調査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福山市公共工事等の発注における公平で適正な入札の確保を図り、不正な行為に対する的確な対応を行うため、市内に公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、建設局長を委員長とし、委員は、建設局参与、建設管理部長、財政部長、総務部長及び入札談合に関する情報等に係る工事担当部長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務をつかさどり、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、入札談合に関する情報等があった場合に、必要に応じて委員長が招集する。ただし、会議を開催するいとまがない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

(意見及び事情聴取)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見及び事情聴取することができる。

(報告)

第7条 委員会は、必要に応じ会議の経過及び結果を市長に報告する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設局建設管理部建設政策課において行う。

附 則

この要綱は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）7月1日から施行する。